（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

2　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（平成二十五年総務省・財務省令第二号）を次のように改正する。

第一条第五号の改正規定中「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改める。

○総務省農林水産省国土交通省令第一号

山村振興法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七号）の施行に伴い、並びに山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第八条第五項第二号及び第七項並びに第八条の三第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、山村振興法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

山村振興法施行規則の一部を改正する省令

山村振興法施行規則（昭和四十年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条から第六条までを次のように改める。

（産業振興施策促進事項に関する山村振興計画の記載事項）

第四条　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号。以下「法」という。）第八条第五項第二号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　産業振興施策促進事項の目標の達成状況に係る評価に関する事項

二　産業振興施策促進区域における産業の振興を促進する上での課題

三　関係都道府県、関係市町村、関係団体、民間事業者その他の者との適切な役割分担及び連携に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、産業振興施策促進区域における産業の振興のための施策を促進するために必要な事項

（産業振興施策促進事項についての同意を要する協議）

第五条　法第八条第七項の規定により産業振興施策促進事項について主務大臣に協議し、その同意を得ようとする振興山村市町村は、協議書に次に掲げる図書を添えて、これらを主務大臣に提出するものとする。

一　産業振興施策促進区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び産業振興施策促進区域を表示した付近見取図

二　産業振興施策促進事項の工程表及びその内容を説明した文書

三　法第八条第六項第二号に掲げる事項を記載している場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び実施主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類

四　法第八条第八項に規定する同意を得たことを証する書面

五　前各号に掲げるもののほか、主務大臣が必要と認める事項を記載した書類

2　協議書に法第八条第六項第二号に掲げる事項を記載している場合には、前項各号に掲げるもののほか、補助金等交付財産の所在を表示した図面を添付するよう努めるものとする。

（協議を要しない山村振興計画の変更）

第六条　法第八条の三第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二　産業の振興のための施策の促進に係る期間の六月以内の変更

三　産業振興施策促進事項に係る変更であって、次項第三号に掲げるもの

2　法第八条の三第三項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二　産業の振興のための施策の促進に係る期間の六月以内の変更

三　前二号に掲げるもののほか、産業振興施策促進事項の実施に支障がないと主務大臣が認める変更

本則に次の一条を加える。

（産業振興施策促進事項の変更についての同意を要する協議）

第七条　法第八条の三第三項の規定により産業振興施策促進事項の変更について主務大臣に協議し、その同意を得ようとする振興山村市町村は、協議書に第五条第一項各号に掲げる図書のうち当該産業振興施策促進事項の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを主務大臣に提出するものとする。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○総務省農林水産省国土交通省令第二号

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第一項及び第三項第二号並びに第九条の四第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、半島振興法施行規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

半島振興法施行規則

（産業振興促進計画の認定の申請）

第一条　半島振興法（以下「法」という。）第九条の二第一項の規定により認定の申請をしようとする半島地域市町村は、申請書に産業振興促進計画を記載した書類及び次に掲げる図書を添えて、これらを主務大臣に提出しなければならない。

一　計画区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び計画区域を表示した付近見取図

二　産業振興促進計画の工程表及びその内容を説明した文書

三　法第九条の二第五項に規定する事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び実施主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類

四　法第九条の二第六項に規定する同意を得たことを証する書面

五　前各号に掲げるもののほか、主務大臣が必要と認める事項を記載した書類

2　産業振興促進計画に法第九条の二第五項に規定する事項を記載している場合には、前項各号に掲げるもののほか、補助金等交付財産の所在を表示した図面を添付するよう努めるものとする。